

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月27日
【発行者の名称】	株式会社アップルパーク (Applepark, CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山中 直樹
【本店の所在の場所】	東京都北区赤羽一丁目52番10号
【電話番号】	03-3901-6199
【事務連絡者氏名】	取締役 上野 篤資
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アップルパーク https://www.applepark.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期（中間）	第34期（中間）	第32期	第33期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	至2024年3月
売上高（千円）	2,504,736	2,675,671	4,601,174	5,070,445
経常利益（千円）	318,797	316,280	455,897	601,459
中間（当期）純利益（千円）	200,268	209,959	279,288	386,799
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	-	-
資本金（千円）	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数				
普通株式（株）	667	1,334,000	401	1,334,000
A種種類株式	-	-	266	-
純資産額（千円）	747,080	1,093,090	546,237	933,694
総資産額（千円）	3,896,452	4,450,513	3,340,365	3,873,644
1株当たり純資産額（円）	560.03	819.41	681.09	699.92
1株当たり配当額（円）	-	-	62.34	37.48
（うち1株当たり中間配当額）			(62.34)	(-)
1株当たり中間（当期）純利益（円）	185.75	157.39	348.24	320.71
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	-	-	209.36	-
自己資本比率（%）	19.2	24.6	16.4	24.1
自己資本利益率（%）	31.0	20.7	62.6	52.3
株価収益率（倍）	-	12.6	-	6.2
配当性向（%）	-	-	17.9	11.7
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	321,043	314,882	724,016	686,927
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△ 194,304	△ 273,083	△ 286,188	△ 343,468
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	434,274	373,135	△ 258,087	126,209
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	2,079,214	2,402,803	1,518,201	1,987,869
従業員数（名）	97	101	84	93
（ほか、平均臨時雇用者数）	(2)	(5)	(2)	(2)

- (注) 1. 当社は、第33期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第32期の中間財務諸表は記載しておりません。
2. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 2023年11月2日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり配当額（中間配当額）、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

5. 第33期、第33期（中間）、第34期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、第32期及び第33期（中間）において当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第34期（中間）において期中での売買実績はなく該当株価がないため、中間決算日前直近の日における株価を用いて算定しております。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
101（5）	32.3	4.2	4,903

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社の事業は、駐車場・駐輪場の開拓及び運営管理に関連する駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間のわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化・円安によるエネルギー価格や物価の高騰、中国の景気減退などにより、依然として先行き不透明な状況が続いている一方、個人消費の持ち直し、インバウンド需要の拡大もあり、緩やかな回復傾向が続いております。

駐車場業界においても、慢性的な駐車場不足や観光需要の回復に伴い、駐車場の稼働が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は、引き続き採算性の高い基準を用いて積極的に営業活動を行い、事業地数を増やすとともに、既存事業地の収益改善策を継続的に実施することで採算性の向上に努めました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,675,671千円（前年同期比6.8%増）、営業利益は313,091千円（前年同期比0.8%減）、経常利益は316,280千円（前年同期比0.8%減）、中間純利益は209,959千円（前年同期比4.8%増）となりました。

なお、当社は駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は2,402,803千円(前期末比414,934千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は314,882千円（前年同期は321,043千円の獲得）となりました。これは主に税引前中間純利益の計上305,709千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は273,083千円（前年同期は194,304千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出146,322千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は373,135千円（前年同期は434,274千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入850,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の一部サービスでは受注残が発生するものの、受注から販売までの期間が短く、受注実績と販売実績はほぼ一致していることから、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社の事業別セグメントは、駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比増減率（％）
駐車場・駐輪場事業	2,675,671	6.8

参考までに、形態別及び営業所エリア別の内訳を示すと以下のとおりであります。

形態別	当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（％）
駐車場	2,250,709	6.6
駐輪場	396,558	3.8
その他	28,404	158.5
合計	2,675,671	6.8

営業所エリア別	当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（％）
本社エリア	1,778,905	1.7
横浜営業所エリア	267,761	10.5
名古屋営業所エリア	83,376	-
大阪営業所エリア	284,279	△0.1
沖縄営業所エリア	232,946	8.3
その他	28,404	102.8
合計	2,675,671	6.8

(注) 主に横浜営業所は神奈川県、名古屋営業所は東海・北陸地方、大阪営業所は四国・中国・近畿地方、沖縄営業所は九州地方及び沖縄県、本社はその他の地域に所在する駐車場・駐輪場の運営管理を行っております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たなリスクの発生、又は2024年6月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維

持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、同社は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他当社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本

号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
本社	内装設備 等	26,215	-	自己資金	2024年10月	2024年11月	(注)

(注) 1. 当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2024年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2024年12月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000		-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	1,334,000	-	100,000	-	-

(6)【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 HARSU	東京都北区赤羽一丁目52番10号	802,000	60.12
山中直樹	埼玉県川口市	531,900	39.87
株式会社テレビ埼玉クリエイティブ	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目36番4号	100	0.01
計	-	1,334,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,334,000	普通株式 13,340	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 1,334,000	-	-
総株主の議決権	-	13,340	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高 (円)	-	-	-	-	-	-
最低 (円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2024年4月～2024年9月までは、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.38%
売上高基準	0.29%
利益基準	△0.40%
利益剰余金基準	0.80%

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,215,873	2,673,807
売掛金	109,015	105,553
貯蔵品	18,252	17,058
前払費用	265,604	289,357
その他	91,409	98,174
貸倒引当金	△ 144	△ 1,194
流動資産合計	2,700,010	3,182,757
固定資産		
有形固定資産		
構築物（純額）	363,126	375,486
リース資産（純額）	223,817	209,800
その他（純額）	222,564	247,896
有形固定資産合計	809,509	833,183
無形固定資産	2,467	2,006
投資その他の資産		
その他	365,598	436,397
貸倒引当金	△ 3,940	△ 3,831
投資その他の資産合計	361,658	432,565
固定資産合計	1,173,634	1,267,755
資産合計	3,873,644	4,450,513

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	108,289	79,725
1年内返済予定の長期借入金	664,328	724,064
リース債務	85,424	75,539
未払法人税等	85,520	95,717
賞与引当金	76,800	71,800
その他	279,454	266,414
流動負債合計	1,299,816	1,313,261
固定負債		
長期借入金	1,274,366	1,682,684
リース債務	144,209	139,878
資産除去債務	199,066	198,651
その他	22,491	22,948
固定負債合計	1,640,133	2,044,162
負債合計	2,939,950	3,357,423
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	835,341	995,301
株主資本合計	935,341	1,095,301
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 1,646	△ 2,211
評価・換算差額等合計	△ 1,646	△ 2,211
純資産合計	933,694	1,093,090
負債純資産合計	3,873,644	4,450,513

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	2,504,736	2,675,671
売上原価	1,609,222	1,716,977
売上総利益	895,514	958,693
販売費及び一般管理費	※ 580,034	※ 645,601
営業利益	315,480	313,091
営業外収益		
受取保険金	8,511	13,819
受取保証料	5,549	300
その他	2,793	5,585
営業外収益合計	16,855	19,705
営業外費用		
支払利息	10,762	12,286
その他	2,775	4,230
営業外費用合計	13,537	16,516
経常利益	318,797	316,280
特別損失		
減損損失	19,438	10,570
特別損失合計	19,438	10,570
税引前中間純利益	299,359	305,709
法人税、住民税及び事業税	99,090	95,750
法人税等合計	99,090	95,750
中間純利益	200,268	209,959

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	299,359	305,709
減価償却費	127,100	105,872
固定資産除却損	47,036	53,694
減損損失	19,438	10,570
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 24,472	△ 5,000
受取利息及び受取配当金	△ 34	△ 210
支払利息	10,762	12,286
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	352	940
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 5,652	3,462
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 1,391	△ 2,401
前払費用の増減額 (△は増加)	24,673	△ 22,451
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 25,397	△ 2,486
仕入債務の増減額 (△は減少)	46,291	△ 28,563
契約負債の増減額 (△は減少)	△ 11,431	△ 7,323
未払金の増減額 (△は減少)	21,711	△ 8,124
未払費用の増減額 (△は減少)	△ 11,995	△ 4,411
預り金の増減額 (△は減少)	△ 17,410	575
その他	12,266	△ 172
小計	511,206	411,965
利息及び配当金の受取額	34	209
利息の支払額	△ 10,822	△ 12,814
法人税等の支払額	△ 179,373	△ 84,478
営業活動によるキャッシュ・フロー	321,043	314,882
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 103,500	△ 166,000
定期預金の払戻による収入	60,000	120,000
有形固定資産の取得による支出	△ 132,837	△ 146,322
保険積立金の積立による支出	△ 1,627	△ 72,086
敷金及び保証金の差入による支出	△ 1,137	△ 1,224
敷金及び保証金の回収による収入	5,131	2,605
資産除去債務の履行による支出	△ 20,539	△ 13,944
その他	207	3,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 194,304	△ 273,083
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	800,000	850,000
長期借入金の返済による支出	△ 301,118	△ 381,946
リース債務の返済による支出	△ 64,607	△ 44,918
配当金の支払額	-	△ 50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	434,274	373,135
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	561,013	414,934
現金及び現金同等物の期首残高	1,518,201	1,987,869
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,079,214	※ 2,402,803

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料手当	150,042千円	166,730千円
賞与引当金繰入額	59,500	71,800
貸倒引当金繰入額	352	940

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	2,312,718千円	2,673,807千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△233,503	△271,004
現金及び現金同等物	2,079,214	2,402,803

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	50,000	37.48	2024年3月31日	2024年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

借入金は当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間貸借対照表計上額に前事業年度末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間会計期間末の貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位: 千円)

	時間貸し駐車場・ 駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,944,591	242,688	172,006	2,359,285
その他の収益	-	-	145,450	145,450
合計	1,944,591	242,688	317,457	2,504,736

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 千円)

	時間貸し駐車場・ 駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	2,067,017	285,431	130,654	2,483,102
その他の収益	-	-	192,568	192,568
合計	2,067,017	285,431	323,222	2,675,671

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	185円75銭	157円39銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	200,268	209,959
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	200,268	209,959
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,078,175	1,334,000

(注) 1. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月27日

株式会社アップルパーク

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐野明彦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

高橋正哉

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アップルパークの2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アップルパークの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上